

随意契約結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度東成区民センター指定管理者業務代行料(令和7年4月～令和8年3月)	その他代行	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	¥32,427,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙「随意契約理由書」のとおり	-
2	令和7年度大阪市東成区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	¥14,488,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙「随意契約理由書」のとおり	-
3	令和7年度「おまもりネット事業」を活用した高齢者・障がい者等支援ネットワーク強化事業	その他	社会福祉法人 大阪市東成区社会福祉協議会	¥23,187,731	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙「随意契約理由書」のとおり	-
4	令和7年度東成区広報紙「ひがしなりだより」編集業務	デザイン企画印刷またはデザイン	株式会社あいぼくす	¥2,164,800	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5 (プロポーザル方式による)	-
5	令和7年度地域課題解決型東成区広報紙「ひがしなりだより」配布業務(東小橋・大成・東中本・神路・片江・宝栄地域)	その他梱包・発送	合同会社RK	¥4,461,600	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5 (プロポーザル方式による)	-
6	万博東成区出展レガシー映像制作及び放映業務委託	その他	株式会社ジェイコムウエスト	¥5,755,420	令和7年4月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5 (プロポーザル方式による)	-
7	「大阪・関西万博」東成区役所参加イベント企画運営業務委託	その他	株式会社セレスポ	¥4,327,700	令和7年4月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5 (プロポーザル方式による)	-
8	東成区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続 ※本体業務契約書分	その他	日本管財株式会社	¥4,273,500	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5 (プロポーザル方式による)	-
9	東成区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続 ※東成区民センター指示業務契約書分	その他	日本管財株式会社	¥5,454,900	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5 (プロポーザル方式による)	-
10	東成区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続 ※区役所本館及び分館指示業務契約書分	その他	日本管財株式会社	¥12,998,700	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5 (プロポーザル方式による)	-
11	令和7年度 区内中学校の災害時避難所運営にかかる支援事業業務委託(東陽中学校及び相生中学校)	その他	株式会社 都市空間研究所	¥1,180,960	令和7年4月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5 (プロポーザル方式による)	-

地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する随意契約理由(以下を参照してください)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zukeiriyuu.pdf>

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度東成区民センター指定管理業務代行料（令和7年4月～令和8年3月）

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

市民のコミュニティ活動の振興や地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。平成18年度より指定管理者制度を導入し、指定管理者を公募により選定していくことで、これまで以上に効果的・効率的な管理運営を行っていく目的を達成するために区役所附設会館指定管理者選定会議を開催し、令和3年4月1日から令和8年3月31日までを指定期間として選定されたため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

市民協働課（電話番号 06-6977-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市東成区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本業務については、「地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」を業務内容とし、支援対象となる地域活動協議会の運営状況や抱える課題はさまざまであり、地域活動協議会からのニーズに沿ったきめの細かい支援が求められる。本業務は、地域活動協議会からの多種多様なニーズに応えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求されることから、最も適切な支援手法を提案した事業者へ業務を委託することで優れた成果を期待できるため、公募型プロポーザルによる選定方法を採用した。令和7年2月13日に実施した大阪市東成区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託にかかる事業者選定委員会において、選定された事業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

市民協働課（電話番号 06-6977-9118）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度「おまもりネット事業」を活用した高齢者・障がい者等支援ネットワーク強化事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市東成区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本事業は、各小学校下に「地域福祉活動サポーター」を配置し、地域の最も身近な相談員として、住民や関係機関と連携しながら高齢者・障がい者等の日常的な困りごとの解決や個別の見守りを行うこと、様々な地域福祉活動や地域独自の見守り活動の取組である「おまもりネット事業」を推進することにより、地域における見守り活動の活性化を行い、総合的な支援ネットワークを強化することを目的としている。

地域を基盤として、高齢者・障がい者等支援や地域福祉活動の推進を行うものであることから、地域資源の活用・協力が必要不可欠であり、地域における身近な相談員である「地域福祉活動サポーター」が、福祉の専門職である「見守り支援ネットワークカー」と連携を図りながら、効率的かつ効果的な運営を行っていく必要がある。

そのため、契約の相手方には、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との中間支援機能を有するとともに、福祉分野における専門的知識やノウハウ、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業（以下、「見守りネットワーク強化事業」という。）との密な連携体制が求められる。

大阪市東成区社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて設立され、地域福祉の推進に取組むとともに、地域住民、様々な関係団体や施設等、地域課題解決のための社会資源のプラットフォームとして、連携・協働を行ってきた経験と実績を持っている。また、見守りネットワーク強化事業を受託する法人であることから、両事業を一体的かつ最も効率的に実施する事が出来る唯一の団体であるため、同法人を契約の相手方として指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東成区役所保健福祉課（電話番号 6977-9859）

（参考）「見守りネットワーク強化事業」について

福祉の専門職である「見守り支援ネットワークカー」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、「要援護者情報の整備・管理」、「孤立世帯等への専門的対応」、「認知症高齢者等の行方不明時の早期発見」の3業務を一体的に行い、要援護者の安心した地域生活の実現や、地域の組織化による福祉コミュニティの形成を行っていくことを目的とした事業。

当区では、大阪市東成区社会福祉協議会と福祉局長において特名随意により委託契約を締結している。